

別記様式第66号の3を次のように改める。

様式第66号の3 (第42条第3項関係)

バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申告書

草津市長 宛 年 月 日

申告者(納税義務者) 住所
氏名または名称
電話番号
個人番号または法人番号(右詰記載)

草津市税条例付則第7条の3第8項の規定に基づき、固定資産税の減額を申告します。

家屋の所在地	草津市		
家屋番号	構造	ア 木造 ウ 鉄骨造 オ 軽量鉄骨造	イ 鉄筋コンクリート エ 鉄骨鉄筋コンクリート造 カ その他
家屋の種類	ア 専用住宅	イ 併用住宅	ウ 共同住宅 エ その他
家屋の床面積	居住部分	㎡	その他 ㎡ 合計 ㎡
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
改修工事完了年月日	年 月 日		
居住者の氏名	居住者の住所		
居住者の区分	ア 要支援・要介護認定者 イ 障害のある人 ウ 85歳以上の人		
改修工事に要した費用①	改修工事に伴う補助金等②	自己負担額(①-②)	
円	円	円	
改修工事完了後3月以内に申告書を提出できなかった理由			

本申告書記載の内容を審査するに当たり、住所・介護保険給付および助成制度の利用状況等を固定資産税担当課が各業務担当課へ照会することに

同意します 同意しません

※該当するものを○で囲んでください。同意されない場合、審査を行う上で必要な書類を追加で提出していただくことになります。

別記様式第66号の5を次のように改める。

様式第66号の5 (第42条第5項関係)

耐震基準適合家屋改修に伴う固定資産税減額申告書

草津市長 宛 年 月 日

申告者(納税義務者) 住所
氏名または名称
電話番号
個人番号または法人番号(右詰記載)

草津市税条例付則第7条の3第12項の規定に基づき、固定資産税の減額を申告します。

家屋の所在地	草津市		
家屋番号	構造	ア 木造 ウ 鉄骨造 オ 軽量鉄骨造	イ 鉄筋コンクリート エ 鉄骨鉄筋コンクリート造 カ その他
家屋の種類	ア 専用住宅	イ 併用住宅	ウ 共同住宅 エ その他
家屋の階数	地上	階	地下 階
家屋の床面積	1階	㎡	1階以外 ㎡ 合計 ㎡
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
耐震改修が完了した年月日	年 月 日	耐震改修に要した費用	円
※耐震改修完了後3月以内に申告書を提出できなかった理由			

(注)家屋の構造および種類について、該当するものを○で囲む。

別記様式第66号の4を次のように改める。

様式第66号の4 (第42条第4項関係)

熱損失防止改修(省エネ改修)工事に伴う固定資産税減額申告書

草津市長 宛 年 月 日

申告者(納税義務者) 住所
氏名または名称
電話番号
個人番号または法人番号(右詰記載)

草津市税条例付則第7条の3第9項または第11項の規定に基づき、固定資産税の減額を申告します。

家屋の所在地	草津市		
家屋番号	構造	ア 木造 ウ 鉄骨造 オ 軽量鉄骨造	イ 鉄筋コンクリート エ 鉄骨鉄筋コンクリート造 カ その他
家屋の種類	ア 専用住宅	イ 併用住宅	ウ 共同住宅(賃貸部分以外)
家屋の床面積	居住部分	㎡	その他 ㎡ 合計 ㎡
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
省エネ改修工事等が完了した年月日	年 月 日	省エネ改修工事に要した費用	円
		上記以外の設備工事に要した費用	円
改修工事内容(該当に○)	ア 窓の改修工事(必須) イ 床の断熱改修工事 ウ 天井の断熱改修工事 エ 壁の断熱改修工事 オ 太陽光発電装置・高効率空調機・高効率給湯器・太陽熱利用システム設置工事		
省エネ改修工事等完了後3月以内に申告書を提出できなかった理由			

(注)家屋の構造および種類、改修工事内容について、該当するものを○で囲む。

付 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- この規則の施行の際現にある改正前の草津市税規則の様式による用紙は、当分の間、所要の改正を加えて、これを使用することができる。

(令和4年3月31日揭示済み)

草津市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第7号

草津市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

草津市職員の任用に関する規則（昭和55年草津市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年草津市規則第5号）第15条第1項第6号および第7号の休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とする職で、任期を定めて採用された者をもって補充しようとするもの

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済み)

草津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第8号

草津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

草津市介護保険条例施行規則（平成12年草津市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「基づき、介護保険に係る保険給付に関する」を「基づく」に改め、「介護保険に係る保険給付に関する調査のための質問もしくは照会に関する事務に係る」を削る。

第26条第3項および第4項を削る。

第26条の2第1項中「別記様式第22号の4」を「別記様式第22号の2」に改め、同条第2項中「別記様式第22号の5」を「別記様式第22号の3」に改め、同条第3項中「別記様式第22号の6」を「別記様式第22号の4」に改める。

第34条第3項中「施行令」を「介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）に改める。

別記様式第5号中「介護保険保険給付」を削り、「介護保険の保険給付に関する」を「介護保険法第23

条の規定に基づく」に改める。

別記様式第6号、別記様式第11号および別記様式第14号中

「 保険者番号 個人番号] を

「 職 務 種 別 職 員 名 称 職 員 番 号 個人番号 健康保険番号 職 務 種 別 職 員 名 称 職 員 番 号 個人番号 健康保険番号] に

改める。

別記様式第20号の2中「

1 離職報告
2 自給自足型職員等の交換
福祉用具
介護用品
個人杖杖
1 福祉用具
2 福祉用具
3 福祉用具
4 福祉用具

」を

1 離職報告
2 自給自足型職員等の交換
福祉用具
介護用品
個人杖杖
1 福祉用具
2 福祉用具
3 福祉用具
4 福祉用具

」に改める。

別記様式第20号の4中「パソコン記入不可」を削る。

別記様式第22号の2および別記様式第22号の3を削り、別記様式第22号の4を別記様式第22号の2とし、別記様式第22号の5を別記様式第22号の3とし、別記様式第22号の6を別記様式第22号の4とする。

別記様式第25号中

「 生 年 月 日 年 月 日] を

「 生 年 月 日 年 月 日 種 別] に

改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。(経過措置)

2 令和2年7月31日以前に介護保険法（平成9年法律第123号）第62条に規定する要介護被保険者等が受けた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2の2第1項に規定する居宅介護サービス等および同条第2項に規定する介護予防サービス等に係る同法の規定による高額介護サービス費および高額介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。(様式に関する経過措置)

3 この規則の施行の際現にある改正前の草津市介護

保険条例施行規則の様式による用紙は、当分の間、
所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和4年3月31日揭示済み)

草津市職員の育児休業等に関する規則および草津市
会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第9号

草津市職員の育児休業等に関する規則および草
津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関
する規則の一部を改正する規則

(草津市職員の育児休業等に関する規則の一部改
正)

第1条 草津市職員の育児休業等に関する規則(平成
4年草津市規則第12号)の一部を次のように改正す
る。

第3条の2中「条例第3条第4号」を「条例第3条
第5号」に、「第11条第5号」を「第11条第6号」に
改める。

第3条の3(見出しを含む。)中「条例第2条第4
号ア(ウ)」を「条例第2条第4号ア(イ)」に改める。

第13条の3(見出しを含む。)中「条例第21条第2
号イ」を「条例第21条第2号」に改める。

別記様式第1号中

「
氏名 _____ 印
」を

「
氏名 _____
」に

改める。

別記様式第2号中

「
氏名 _____ 印
」を

「
氏名 _____
」に、

「条例第3条第4号」を「条例第3条第5号」に、
「第11条第5号」を「第11条第6号」に改める。
別記様式第3号から別記様式第5号までの規定中

「
氏名 _____ 印
」を

「
氏名 _____
」に

改める。

(草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関
する規則の一部改正)

第2条 草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等
に関する規則(令和2年草津市規則第18号)の一部
を次のように改正する。

第17条第1項第8号および第9号中「6月以上継続
勤務しているものに限る」を「6月以上の任期が定め
られているものまたは6月以上継続勤務しているもの
に限る」に改める。

第18条第2項中第1号を削り、第2号を第1号と
し、第3号を第2号とする。

第19条第2項中第1号を削り、第2号を第1号と
し、第3号を第2号とする。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済み)

草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関
する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第10号

草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償
に関する規則の一部を改正する規則
草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関

する規則（令和2年草津市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和4年3月31日揭示済み）

草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第11号

草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年草津市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第7昇格時号給対応表イ一般行政職給料表昇格時号給対応表5級の欄中

75
75
75
75
75

改め、同表6級の欄中

53
53
53
53
53
53
53
53
53
53

改め、同表7級の欄中

35
35
35
35
35

改める。

別表第7の2降格時号給対応表イ一般行政職給料表降格時号給対応表3級の欄中

113
113
113
113
113

改め、同表4級の欄中

93
93
93
93
93
93
93
93
93

改め、同表5級の欄中

93
93
93
93
93

改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、施行の日以後に発令する昇格または降格について適用し、同日前に発令した昇格または降格については、なお従前の例による。

(令和4年3月31日揭示済み)

草津市職員の令和4年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第12号

草津市職員の令和4年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年草津市条例第7号。以下「改正条例」という。）付則第3項から第5項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例 草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）をいう。
- (2) 職員の勤務時間条例 草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年草津市条例第1号）をいう。
- (3) 切替日 令和4年4月1日をいう。
- (4) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年草津市規則第18号）別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (5) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。

(6) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職にされていた期間

イ 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ウ 草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年草津市条例第18号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間

エ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間

オ 地方公務員法第26条の5に規定する自己啓発等休業をしていた期間

カ 職員の勤務時間条例第13条に規定する病気休暇または職員の勤務時間条例第15条に規定する介護休暇の承認を受けていた期間

(7) 復職時調整 草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第36条または草津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年草津市条例第5号）第8条の規定による号給の調整をいう。

(8) 人事交流等職員 切替日以降に、給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者その他市長の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。

(改正条例付則第3項の規則で定める職員)

第3条 改正条例付則第3項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員
- (2) 切替日以降に降格をした職員
- (3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (4) 切替日以降に地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を開始し、または終了した職員
- (5) 切替日以降に市長の承認を得てその号給を決定された職員（市長の定めるこれに準ずる職員を含む。）
- (6) 切替日以降に改正条例付則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員でなくなっ

た職員

(改正条例付則第4項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例付則第4項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動または初任給基準異動をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）

切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(2) 降格をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれ当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 育児短時間勤務等を開始し、または終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
ア 育児短時間勤務をしている職員 改正条例第1条の規定による改正前の条例別表第1の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、職員の勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 育児短時間勤務を終了した職員 切替前給料表による給料月額

(5) 市長の承認を得てその号給を決定された場合または市長の定めるこれに準ずる場合 市長の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が市長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例付則第4項の規定による給料として支給する。

(改正条例付則第5項の規定による給料の支給)

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（市長の定める職員にあっては、市長の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であって、切替日以降に改正条例付則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。）には、その差額に相当する額を、改正条例付則第5項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例付則第4項の規定による給料の額に相当する額を、改正条例付則第5項の規定による給料として支給する。

(この規則により難しい場合の措置)

第6条 改正条例付則第3項から第5項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、別段の取扱いをすることができる。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済み)

草津市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第13号

草津市事務分掌規則等の一部を改正する規則(草津市事務分掌規則の一部改正)

第1条 草津市事務分掌規則(平成4年草津市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条 総合政策部の項中「デジタル推進係」を「DX戦略係」に改め、同条環境経済部の項中「環境政策課 環境政策係 資源循環推進課 資源循環推進係 くさつエコスタイルプラザ 啓発係 商工観光労政課 商業観光係 産業労政係 農林水産課 農林水産係 保全整備係」を「農林水産課 農林水産係 保全整備係 商工観光労政課 商業観光係 産業労政係 環境政策課 環境政策係 温暖化対策室 温暖化対策係 資源循環推進課 資源循環推進係」に改め、同条健康福祉部の項中「臨時特別給付金推進室」を削り、「医療保険係 国民年金係」を「国民健康保険係 福祉高齢者医療係 国民年金係」に改め、同条子ども未来部の項中「子ども家庭課 子ども家庭係 青少年係」を「子ども家庭・若者課 子ども家庭係 子ども・若者係」に改め、同条都市計画部の項中「景観係 地域振興係」を「景観係」に、「都市再生課 都市再生係」を「都市地域戦略課 都市再生係 地域振興係」に、「建築課 建築指導係 建築・設備第一係 建築・設備第二係」を「建築政策課 建築指導係 住まい政策係 公共建築課 建築係 設備係」に改める。

第3条の表子ども未来部の部子ども・若者政策課の項の次に次のように加える。

子ども家庭・若者課	少年センター
-----------	--------

第4条第2項中「、参事」の右に「、統括研究員、チーフディレクター」を加える。

第6条 総合政策部の表企画調整課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第25号までを1号ずつ繰り上げ、同表経営戦略課の項中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号

を加える。

(14) マイナンバー制度に関する事(他の部課の所管に属するものを除く。)

第6条 まちづくり協働部の表生活安心課の項中第7号を削り、第8号中「市民相談室」の右に「(日常生活の困りごとへの専門機関案内)」を加え、同号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条 環境経済部の表を次のように改める。

農林水産課	(1) 農林水産業振興施策の企画および調整に関する事。 (2) 担い手(認定農業者を含む。)および特定農業団体に関する事。 (3) 産地強化に関する事。 (4) 需給調整等、国・県の農業施策に関する事。 (5) 農業経営構造対策に関する事。 (6) 農業に係わる有害鳥獣対策に関する事。 (7) 農地利用集積に関する事。 (8) 農業経営基盤強化の促進に関する事。 (9) 農業振興地域整備計画に関する事。 (10) その他農業振興に関する事。 (11) 水産振興に関する事。 (12) 漁港に関する事。 (13) 畜産振興に関する事。 (14) 森林に関する事。 (15) グリーンプラザからすまおよび道の駅「草津」に関する事。 (16) 農林水産業に関する諸証明に関する事。 (17) 土地改良事業に関する事。 (18) 土地改良施設等に関する事。 (19) 土地改良区等、関係諸団体に関する事。 (20) 農業集落排水処理施設跡地に関する事。 (21) 草津用水二期事業の支援に関する事。 (22) 課に属さない土木関係工事の設計、施行および監督に関する事。 (23) 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に関する事。 (24) その他部内の他課の所管に属さない事務の調整に関する事。 (25) 部内および担当する副部長所管事務に係る所属の連絡調整に関する事。 (26) 課の一般庶務に関する事。
商工観光労政課	(1) 商業振興施策の企画および推進に関する事。 (2) 中小企業対策および金融に関する事。 (3) 観光資源の開発に関する事。

<ul style="list-style-type: none"> (4) 観光宣伝および観光客の誘致に関する事 こと。 (5) 観光案内所に関する事 こと。 (6) 観光物産協会に関する事 こと。 (7) 観光関係諸団体との連絡調整に関する事 こと。 (8) 物産の振興、販路拡張および宣伝に関する 事 こと。 (9) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第 91号）に関する事 こと。 (10) 商工・経済関係団体との連絡調整に関する 事 こと。 (11) 商店街振興組合に関する事 こと。 (12) 計量器の検査および計量法（平成4年法 律第51号）に関する事 こと。 (13) 工業の振興および新産業の創出促進に関 する事 こと。 (14) 企業の誘致および立地に関する事 こと。 (15) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に関 する事 こと。 (16) 勤労者の福祉に関する事 こと。 (17) 勤労者福祉団体に関する事 こと。 (18) 雇用対策に関する事 こと。 (19) 労働関係団体との連絡調整に関する事 こと。 (20) 企業内人権推進研修に関する事 こと。 (21) 公益社団法人草津市シルバー人材セン ターに関する事 こと。 (22) 就職困難者等の総合的な企画および調整 に関する事 こと。 (23) 市民交流プラザに関する事 こと。 (24) 課の一般庶務に関する事 こと。 	<ul style="list-style-type: none"> (14) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化 に関する法律（平成14年法律第88号）に基 づく登録および許可等に関する事 こと。 (15) 市指定ごみ袋およびボランティア清掃用 ごみ袋の本庁窓口での配布に関する事 こと。 (16) 小動物の死骸に関する事 こと。 (17) 担当する副部長所管事務に係る所属の連 絡調整に関する事 こと。 (18) 課内の一般庶務に関する事 こと。
<p>環境政 策課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 環境基本計画の企画および立案に関する 事 こと。 (2) 環境にやさしい配慮指針の推進に関する 事 こと。 (3) 環境保全に係る総合的な企画、調整およ び啓発に関する事 こと。 (4) 環境審議会に関する事 こと。 (5) 環境学習の推進に関する事 こと。 (6) 環境保全活動の支援に関する事 こと。 (7) くさつエコスタイルプラザの運営に関す る事 こと。 (8) 生活排水対策推進計画に関する事 こと。 (9) 環境影響評価の意見調整に関する事 こと。 (10) 自然環境保全対策の総合的な企画および 調整に関する事 こと。 (11) 公害防止対策の総合的な企画および調整 に関する事 こと。 (12) 公害に係る各種調査および指導に関する 事 こと。 (13) 公害防止基金の貸付に関する事 こと。 	<p>温暖化 対策室</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地球温暖化対策の総合的な企画、調整お よび啓発に関する事 こと。 (2) 愛する地球のために約束する草津市条例 （平成19年草津市条例第35号）の施行に関 する事 こと。 (3) 環境マネジメントシステムの推進に関す る事 こと。 (4) 省エネルギーおよび新エネルギーに関す る事 こと。 (5) 室内の一般庶務に関する事 こと。 <p>資源循 環推進 課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一般廃棄物の処理および運搬に関する事 こと。 (2) 一般廃棄物に係る再生、減量および啓発 に関する事 こと。 (3) 一般廃棄物処理業の指導監督に関する事 こと。 (4) 一般廃棄物処理計画に関する事 こと。 (5) ごみ集積所に関する事 こと。 (6) 不法投棄対策に関する事 こと。 (7) 災害廃棄物に関する事 こと。 (8) 公衆便所および公衆用ごみ容器に関する 事 こと。 (9) 湖南広域行政組合との連絡調整に関する 事 こと（環境衛生センターに関する事務に限 る。）。 (10) 最終処分場の整備に関する事 こと。 (11) 市指定ごみ袋に関する事 こと。 (12) 市指定ごみ袋引換券の加算に関する事 こと。 (13) ボランティア清掃用のごみ袋の交付およ び搬入許可申請に関する事 こと。 (14) 一般廃棄物処理施設の解体および跡地整 備に関する事 こと。 (15) クリーンセンターの管理運営に関する事 こと（くさつエコスタイルプラザの運営に関 することは除く。）。 (16) 課内の一般庶務に関する事 こと。
	<p>第6条健康福祉部の表健康福祉政策課の項中第11号 を次のように改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (11) 担当する理事、部内および担当する副部長所管事 務に係る所属の連絡調整に関する事 こと。

第6条健康福祉部の表人とくらしのサポートセンターの項中第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、第5条の次に次の3号を加える。

- (6) 就職困難者等の就労に関する事。
- (7) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に関する事。
- (8) 臨時特別給付金に関する事。

第6条健康福祉部の表臨時特別給付金推進室の項を削り、同表生活支援課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同表健康増進課の項中第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

- (17) 担当する副部長所管事務に係る所属の連絡調整に関する事。

第6条健康福祉部の表長寿いきがい課の項中第20号を削り、第21号を第20号とする。

第6条子ども未来部の表子ども家庭課の項中「子ども家庭課」を「子ども家庭・若者課」に改め、同項第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 子ども・若者の育成支援に関する事。

第6条都市計画部の表都市計画課の項第25号中「草津市版地域再生計画」を「びわこ東海道景観協議会」に改め、同表都市再生課の項中「都市再生課」を「都市地域戦略課」に改め、同項第2号中「関すること」の右に「(他の部課の所管に属するものを除く。)」を加え、第12号を第15号とし、第11号を第14号とし、第10号の次に次の3号を加える。

- (11) 草津市版地域再生計画に関する事。
- (12) 南草津エリアまちづくり推進ビジョンに関する事。
- (13) 草津PAと連携した拠点整備に関する事。

第6条都市計画部の表開発調整課の項第12号中「関すること」の右に「(ただし、都市計画法第53条に関するものを除く。)」を加え、同表建築課の項を次のように改める。

建築策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築確認、許可、認定、指定等の審査および検査に関する事。 (2) 建築相談および指導に関する事。 (3) 違反建築物の是正指導および措置に関する事。 (4) 建築審査会および意見の聴取に関する事。 (5) 建築統計および諸報告に関する事。 (6) 優良住宅等認定事務に関する事。
------	---

- (7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に関する事。
- (8) 建築行政マネジメント計画に関する事。
- (9) 定期報告および防災査察に関する事。
- (10) 住宅金融支援機構委託業務に関する事。
- (11) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づく指導、助言および指示等に関する事。
- (12) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく届出書の受付、審査および指導等に関する事。
- (13) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく指導、助言および計画の認定等に関する事(建築物に限る。)
- (14) だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例(平成6年滋賀県条例第42号)に基づく届出書の受付、審査および指導等に関する事(建築物に限る。)
- (15) 草津市建築物の浸水対策に関する条例(平成18年草津市条例第27号)に基づく指導等に関する事。
- (16) 特定旅館建築規制審議会および意見の聴取に関する事。
- (17) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に基づく届出書の受付、審査および指導等に関する事。
- (18) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく届出書の受付、審査および指導等に関する事。
- (19) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に関する事。
- (20) 特定優良賃貸住宅供給促進事業に関する事。
- (21) 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業に関する事。
- (22) 住宅政策に関する事。
- (23) 住宅マスタープランに関する事。
- (24) 担当する理事および副部長所管事務に係る所属の連絡調整に関する事。
- (25) 課の一般庶務に関する事。

第6条都市計画部の表に次のように加える。

公共建築課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市有建築物の基本設計、実施設計および現場監理に関する事。 (2) 建築工事、電気設備工事および機械設備工事の設計および積算基準に関する事。 (3) 市有建築物の品質確保に関する事。
-------	--

- (4) 市有建築物のユニバーサルデザインに関すること。
- (5) 課の一般庶務に関すること。

第6条建設部の表河川課の項中「河川等」を「河川」に改め、同表住宅課の項中第8号から第11号までを削り、第12号を第8号とする。

(草津市職員の職名に関する規則の一部改正)

第2条 草津市職員の職名に関する規則(昭和52年草津市規則第54号)の一部を次のように改正する。

第4条の表職員の項中「、参事」の右に「、統括研究員、チーフディレクター」を加える。

第5条の表中「、保健師長」を「、統括研究員、チーフディレクター、保健師長」に改める。

(草津市職員の給与に関する規則の一部改正)

第3条 草津市職員の給与に関する規則(昭和40年草津市規則第12号の2)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部局の部管理職手当を支給する職の欄中「、臨時特別給付金推進室長」を削り、「室長(臨時特別給付金推進室長を除く。)」を「室長」に改め、「、参事」の右に「、統括研究員、チーフディレクター」を加える。

(草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第4条 草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和40年草津市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1級別職務表1一般行政職給料表級別職務表7級の項中「、臨時特別給付金推進室室長」を削り、同表6級の項中「、参事」の右に「、統括研究員、チーフディレクター」を加え、「室長(臨時特別給付金推進室長を除く。)」を「室長」に改める。

(草津市出納員規則の一部改正)

第5条 草津市出納員規則(平成6年草津市規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1総合政策部草津未来研究所の項中「参事」を「統括研究員、チーフディレクター」に改め、同表中

環境経済部環境政策課	課長
クリーンセンター	所長
環境経済部資源循環推進課	課長
環境経済部くさつエコスタイルプラザ	館長

環境経済部商工観光労政課	課長
環境経済部農林水産課	課長

」を

環境経済部農林水産課	課長
環境経済部商工観光労政課	課長
環境経済部環境政策課	課長
環境経済部温暖化対策室	室長
環境経済部資源循環推進課	課長
クリーンセンター	所長

」に、

健康福祉部人とくらしのサポートセンター	所長
臨時特別給付金推進室	室長

」を

健康福祉部人とくらしのサポートセンター	所長
---------------------	----

」に、

「子ども家庭課」を「子ども家庭・若者課」に改め、「(幼稚園型認定こども園を含む。以下同じ。)」および「(幼稚園型認定こども園を除く。以下同じ。)」を削り、「都市再生課」を「都市地域戦略課」に、

都市計画部建築課	課長
----------	----

」を

都市計画部建築政策課	課長
都市計画部公共建築課	課長

」に、

教育委員会事務局生涯学習課	課長
教育委員会事務局スポーツ保健課	課長
学校給食センター	所長
第二学校給食センター	所長

」を

学校給食センター	所長
第二学校給食センター	所長
教育委員会事務局生涯学習課	課長
教育委員会事務局スポーツ推進課	課長

」に

改める。

別表第2中

環境経済部環境政策課長	犬猫等死骸処理代金の収納
クリーンセンター所長	次に掲げるものの収納 (1) 所管に属する使用料 (2) 一般廃棄物処理手数料および金属等売却代金
環境経済部資源循環推進課長	一般廃棄物処理手数料および金属等売却代金の収納
環境経済部農林水産課長	農業振興地域図頒布料の収納

」を

環境経済部農林水産課長	農業振興地域図頒布料の収納
環境経済部環境政策課長	犬猫等死骸処理代金の収納
クリーンセンター所長	次に掲げるものの収納 (1) 所管に属する使用料 (2) 一般廃棄物処理手数料および金属等売却代金
環境経済部資源循環推進課長	一般廃棄物処理手数料および金属等売却代金の収納

」に、

臨時特別給付金推進室長	臨時特別給付金等の収納
-------------	-------------

」を

人とくらしのサポートセンター所長	臨時特別給付金返還金等の収納
------------------	----------------

」に、

「子ども家庭課長」を「子ども家庭・若者課長」に、「建築課長」を「建築政策課長」に、

教育委員会事務局スポーツ保健課長	所管に属する使用料の収納
学校給食センター所長	学校給食費の収納
第二学校給食センター所長	学校給食費の収納

」を

学校給食センター所長	学校給食費の収納
第二学校給食センター所長	学校給食費の収納
教育委員会事務局スポーツ推進課長	所管に属する使用料の収納

」に

改める。

(草津市公印規則の一部改正)

第6条 草津市公印規則(昭和52年草津市規則第35号)の一部を次のように改正する。

別表第1一般公印の表23の項管守者の欄中「建築課長」を「建築政策課長」に改める。

(草津市福祉事務所事務分掌規則の一部改正)

第7条 草津市福祉事務所事務分掌規則(昭和53年草津市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条中「子ども家庭課」を「子ども家庭・若者課」に改める。

(草津市施設助産および母子保護の実施に関する規則の一部改正)

第8条 草津市施設助産および母子保護の実施に関する規則(平成28年草津市規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削り、「子ども家庭課」を「子ども家庭・若者課」に、「署名し、または記名・押印」を「記載」に改める。

別記様式第2号中「㊟」を削り、「子ども家庭課」を「子ども家庭・若者課」に、「署名し、または記名・押印」を「記載」に改める。

別記様式第9号中「印」を削る。

(草津市要保護児童対策地域協議会運営規則の一部改正)

第9条 草津市要保護児童対策地域協議会運営規則(平成25年草津市規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「子ども家庭課」を「子ども家庭・若者課」に改める。

(草津市ひとり親家庭自立支援給付金の支給に関する規則の一部改正)

第10条 草津市ひとり親家庭自立支援給付金の支給に関する規則(平成25年草津市規則第58号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第9号および別記様式第12号中「子ども家庭課」を「子ども家庭・若者課」に改める。

(草津市特定旅館建築規制条例施行規則の一部改正)

第11条 草津市特定旅館建築規制条例施行規則(昭和59年草津市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第13条中「建築課」を「建築政策課」に改める。

別記様式第1号、別記様式第3号および別記様式第4号中「㊦」を削る。

付 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和4年3月31日揭示済み)

草津市健康診査受診料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第28号

草津市健康診査受診料徴収規則の一部を改正する規則

草津市健康診査受診料徴収規則（昭和58年草津市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）第24条第1項の規定により」および「同条例第51条第1項の規定により当該年度の」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

健康診査の種類	実施方法	1件についての受診料の額
メタボ予防健康診査	医療機関個別方式	1,800円
	集団健診方式	1,500円
肝炎ウイルス検診	医療機関個別方式（B型およびC型）	1,000円
	医療機関個別方式（B型のみ）	500円
	医療機関個別方式（C型のみ）	900円
	集団検診方式（B型およびC型）	600円

肺がん・結核検診	集団検診方式（B型のみ）	100円
	集団検診方式（C型のみ）	400円
	医療機関個別方式（胸部エックス線撮影）	700円
	医療機関個別方式（喀痰検査）	800円
大腸がん検診	集団検診方式（胸部エックス線撮影）	400円
	集団検診方式（喀痰検査）	300円
	医療機関個別方式	500円
胃がん検診	集団検診方式	300円
	医療機関個別方式（胃部エックス線検査）	2,300円
	医療機関個別方式（胃内視鏡検査）	3,100円
子宮頸がん検診	集団検診方式（胃部エックス線検査）	1,700円
	医療機関個別方式	1,600円
乳がん検診	集団検診方式	1,400円
	医療機関個別方式（乳房エックス線検査2方向撮影）	1,900円
	医療機関個別方式（乳房エックス線検査1方向撮影）	1,400円
	集団検診方式（乳房エックス線検査2方向撮影）	1,300円
節目歯科健康診査	集団検診方式（乳房エックス線検査1方向撮影）	1,200円
	医療機関個別方式	900円
妊婦歯科健康診査	医療機関個別方式	900円

備考 この表に掲げる健康診査は、草津市健康診査等実施要綱（平成8年草津市告示第66号）、草津市節目歯科健康診査実施要綱（平成15年草津市告示第108号）および草津市妊婦歯科健康診査実施要綱（平成22年草津市告示第142号）に基づき実施する健康診査とする。

別記様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条第2項関係)

草津市受診料免除申請書兼税務関係資料閲覧承諾書

草津市長 宛

_____年____月____日

草津市健康診査受診料徴収規則第5条第2項の規定により、受診料を免除されるよう下記のとおり申請します。

なお、草津市健康診査受診料免除のために、健康増進課長が私の世帯の税務関係資料を閲覧することを承諾します。

申請者(受診者)
〒525-00

住 所 草津市

氏 名

生年月日 ^{M・T}_{S・H} 年 月 日 (満 歳)

電話番号

記

1. 免除を希望する健康診査〔個別・集団いずれか一方のみ〕

希望項目	健康診査の種類(免除申請対象年齢)	受診料	前回受診日	受診時期
メタボ 予防 健康 診査	◆ブレ特定健康診査(19~39歳)	(個別) 1,800円 (集団) 1,500円		年 月 日
	◆生活保護受給者健康診査(40歳以上) (保険加入者は除く)	1,800円		年 月 日
	◆浄化センター健康診査(19~64歳)			年 月 日
	肝炎ウイルス検診(40~64歳) クーポン対象 <input type="checkbox"/>	(個別) 1,000円 (集団) 600円	____年____月 ※受診は1回のみです。	年 月 日
	肺がん・結核検診(40~64歳)	(個別) 700円 (略痰検査が必要な人は、 合計1,500円) (集団) 400円 (略痰検査が必要な人は、 合計700円)		年 月 日
	大腸がん検診(40~69歳)	(個別) 500円 (集団) 300円		年 月 日
胃がん検診(50~69歳) 〔胃内視鏡もしくはバリウム検査 いずれかのみ〕	胃内視鏡	3,100円	____年____月 ※受診は2年度に1回です。	年 月 日
	胃部エック クス線	(個別) 2,300円 (集団) 1,700円		
	子宮頸がん検診(20~69歳) クーポン対象 <input type="checkbox"/>	(個別) 1,600円 (集団) 1,400円	____年____月 ※受診は2年度に1回です。	年 月 日
乳がん検診 クーポン対象 <input type="checkbox"/>	40歳~49歳	(個別) 1,900円 (集団) 1,300円	____年____月 ※受診は2年度に1回です。	年 月 日
	50歳~69歳	(個別) 1,400円 (集団) 1,200円		
	節目歯科健康診査(40・50・60歳)	900円		年 月 日
	妊婦歯科健康診査	900円		年 月 日

2. 免除理由 ① 生活保護法により保護を受けている世帯
② 市民税の非課税世帯または免除世帯

代理人または成年後見人 氏名 _____ (続柄)

電話番号 _____

【確認事項(免除理由②の場合)】

- 1) 令和 年1月1日時点、草津市で住民基本台帳登録をされていますか? (はい・いいえ)
2) 令和 年度の市民税課税状況(令和 年1月1日時点)で、同世帯の方 全員が免除対象になっていますか? (はい・いいえ)
3) 草津市税務課にて市民税の申告を済ませていますか? (はい ____年____月・いいえ)

現住所以外の 住所に送付を 希望する場合	住所:	<input type="checkbox"/> 本人確認 免許証・個力・保険証・旅券 身障・他()	<input type="checkbox"/> 代理人確認 免許証・個力・保険証・旅券 身障・他()
	氏名: (理由:)	<input type="checkbox"/> 代理権確認 委任状・受診者の身元確認書類(免許証・個力・旅券 保険証・身障・クーポン・勸奨はがき・他())	

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第5条第3項関係）

様

草津市長

年度 草津市受診料免除可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった免除申請について、次のとおり決定しましたので、
草津市健康診査受診料徴収規則第5条第3項の規定により通知します。

記

1. 免除を認める。〔個別・集団いずれか一方のみ〕

免除項目	健康診査の種類（免除申請対象年齢）		免除額	受診日	実施期間	
メタボ 予防 健康 診査	プレ特定健康診査(19～39歳)		(個別) 1,800円 (集団) 1,500円	年 月 日	年 月	
	生活保護受給者健康診査(40歳以上) (保険加入者は除く)		1,800円		年 月 日	～
	浄化センター健康診査(19～64歳)				年 月	
	肝炎ウイルス検診(40～64歳)	クーポン対象 <input type="checkbox"/>	(個別) 1,000円 (集団) 600円	年 月 日 ※受診は1回のみです	年 月 ～ 年 月	
	肺がん・結核検診(40～64歳)		(個別) 700円 (喀痰検査が必要な人は、 合計1,500円) (集団) 400円 (喀痰検査が必要な人は、 合計700円)	年 月 日		
	大腸がん検診(40～69歳)		(個別) 500円 (集団) 300円	年 月 日		
	胃がん検診(50～69歳) 〔胃内視鏡もしくはバリウム検査 いずれかのみ〕	胃内視鏡	3,100円	年 月 日 ※受診は2年度に1回です	年 月	
		胃部エック クス線	(個別) 2,300円 (集団) 1,700円			
	子宮頸がん検診(20～69歳)	クーポン対象 <input type="checkbox"/>	(個別) 1,600円 (集団) 1,400円	年 月 日 ※受診は2年度に1回です	年 月	
	乳がん検診	クーポン対象 <input type="checkbox"/>	40歳～49歳	(個別) 1,900円 (集団) 1,300円	年 月 日 ※受診は2年度に1回です	年 月 ～ 年 月
			50歳～69歳	(個別) 1,400円 (集団) 1,200円		
	節目歯科健康診査(40・50・60歳)		900円	年 月 日	年 月～ 年 月	
	妊婦歯科健康診査		900円	年 月 日	年 月～ 年 月	

この用紙を、上記の免除可とした健(検)診受診時に持参し提示してください。最後に受診した健(検)診の受診先で提出してください。

この免除決定は、各事業の実施期間のみ有効です。

2. 免除を認めない。

(理由)